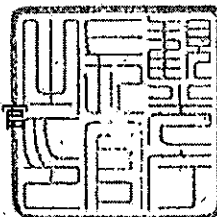




観産第 35 号
平成26年4月21日

都道府県知事 殿

観光庁長官



改正標準旅行業約款について

今般、旅行業法(昭和27年法律第239号。以下「法」という。)第12条の3に基づく標準旅行業約款について、従来の標準旅行業約款(平成16年国土交通省告示第1593号)の一部を改正したところである(平成26年4月21日消費者庁・観光庁告示第1号)。

については、新たな標準旅行業約款に係る下記事項を了知されたい。

また、本件については、別添(写し)のとおり、(一社)日本旅行業協会及び(一社)全国旅行業協会に対し、傘下会員に対する周知徹底方要請したところであるが、同協会非加入の登録旅行者に対し、下記事項を周知徹底するとともに、その旅行者代理業者に対しても周知徹底するようよろしく取り計らわれたい。

記

1. 標準旅行業約款と同一の旅行業約款への変更

旅行者は、旅行業約款を、法第12条の2の認可を受けようとする場合(既に認可を受けている場合を含む。)を除き、改正後の標準旅行業約款(以下「改正旅行業約款」という。)と同一のものに変更すること。

なお、法第12条の2の認可を受けた旅行業約款を使用している旅行者にあつては、認可を受けた規定以外の規定については、今般の改正旅行業約款の規定を反映させること。

2. 新旅行業約款の設定及び掲示

旅行者は、旅行業約款を改正標準旅行業約款と同一の旅行業約款(以下「新旅行業約款」という。)に変更する場合には、平成26年6月30日までに行い、平成26年7月1日から、法第12条の2第3項に基づいて、営業所における掲示等を行うこと。

3. 新旅行業約款の適用

・新旅行業約款は、平成26年7月1日以降に締結される旅行契約について適用すること。

従って、平成26年6月30日までに締結される旅行契約については、平成26年7月1日以降を旅行の出発日とする場合であっても、従前の旅行業約款を適用すること。

4. 事務手続き

旅行業者は、旅行業約款を新旅行業約款に変更することとした場合には、新旅行業約款に変更したことについて、平成26年7月1日から30日以内に、別記様式による届出を登録行政庁に届け出ること。

なお、法第12条の2の認可を受けた旅行業約款を使用している旅行業者であって改正旅行業約款の規定を反映させた場合にも同様に別記様式により登録行政庁に届け出ること。